

# 大学アーカイブズの理念、設立及び活用に関する研究

菅 真城

大阪大学アーカイブズ

## A Study on Idea, Establishment and Utilization about University Archives

Masaki KAN

Osaka University Archives

本論文は、序章、「第Ⅰ部 大学アーカイブズの理念と課題」「第Ⅱ部 大学アーカイブズの設立と法制」「第Ⅲ部 大学アーカイブズの活用」の3部及び終章から構成される。

序章では、大学アーカイブズの設立状況を振り返ることにより、本研究の意義を位置づけた。

第Ⅰ部「大学アーカイブズの理念と課題」には、大学アーカイブズの理念論にかかわる2本の論文を収録した。第1章「大学アーカイブズの理念的な研究」は、「自己点検・評価」「教育研究」をキーワードに大学アーカイブズの理念について考察したものである。「自己点検・評価」のために大学アーカイブズが必要であるとの言説を省察した結果、大学アーカイブズが「自己点検・評価」に役立ったことがなかったこととその理由を明らかにすることを通じて、「教育研究」機関である大学のアーカイブズは、理念的には「教育研究」に関する資料や情報を集積しなければならないことを論じた。そのうえで、アカウントビリティとアイデンティティを基軸に大学アーカイブズの位相について展望した。

第2章「大学アーカイブズの社会的使命」は、大学アーカイブズの社会的使命について論じたものである。本章ではまず、大学アーカイブズと大

学史との差異を示した。ここに示した大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズである。しかし、大学という親機関の性格上、大学アーカイブズには「収集アーカイブズ」としての側面も必要である。すなわち、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」を基軸としつつも「収集アーカイブズ」の機能も有する「トータルアーカイブズ」である必要があることを論じた。こうした大学アーカイブズは、国民が主体的に利用するためのアクセスを提供してアカウントビリティを果たすことが、大学アーカイブズの社会的使命であると論じた。

第Ⅱ部「大学アーカイブズの設立と法制」は、広島大学および大阪大学での大学アーカイブズ設立に携わった実務経験を基にした第3～5章、大学アーカイブズは学内規則で設置されるため、国立大学を対象にその規則について検討を加えた第6・7章、公文書管理法が国立大学アーカイブズに及ぼす影響について分析した第8・9章に大別される。

第3章「大学文書館の設立—広島大学文書館を中心として—」は、2004年に設置された広島大学文書館を中心として、当時の大学アーカイブズの現状と課題について論じたものである。広島大学

文書館の設立経緯として、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という2つの前史的事業と、③情報公開法の施行と④国立大学法人化という2つの社会的背景を指摘した。その上で、広島大学文書館の目的規定や移管規定の問題点について指摘し、アーカイブズにおける精緻な規則の必要性を示した。

第4章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」は、2012年に設置された大阪大学アーカイブズの設立準備を中心に論じたものである。大阪大学アーカイブズは、年史編纂組織を前提としない「ポスト年史編纂」大学アーカイブズではない点に、他の国立大学アーカイブズと異なる特色がある。このことを意識しつつ、大阪大学文書館設置準備室の設置経緯と活動を通して、今後大学アーカイブズを設立する方策について考察した。その結果、大学アーカイブズを設置するためには大学アーカイブズの理念こそが重要であることを確認した。

第5章「国立大学アーカイブズ設置への道」は、第4章の記述以降の大阪大学アーカイブズ設置の動きに基づく考察である。本章ではまず、これまでの国立大学アーカイブズの設置の経緯を振り返り、大学史編纂、情報公開法、公文書管理法のそれぞれの時代に3区分し、次第に「機関アーカイブズ」としての側面を強めてきたことを明らかにした。次いで、その歴史の流れの中に大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きを位置づけ、大阪大学の取り組みを紹介した。それらを踏まえて、今後大学アーカイブズを設置するに当たっては、まずは学内刊行物を意図的・体系的に収集することが重要であると論じた。さらに、かつての大学史編纂資料を再整理し、重要な法人文書の廃棄を停止する手立てをとることを提言した。

第6章「規定にみる国立大学アーカイブズ」は、国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定について考察したものである。国立大学アーカイブズは学内規則を根拠として設置されるため、まずその根拠を確認し、各大学の組織を定める根本規則によって設置される必要があることを論じた。次いで目的・業務規程の分析を行ったが、同じ国立大学とはいえ、各館の性格や戦略に

よって、規定の仕方は多様性を有するものであった。この考察は、今後大学アーカイブズを設置して規定を制定する際に、基礎的な知見を与えるものである。

第7章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」は、国立大学アーカイブズが有する法規上の問題点を指摘した。規則・規程と各館の業務が乖離したものになっていないかに注意した。この結果の論点を示す。アーカイブズを機能させるためにはまず現用文書の管理体制を確立させなければならない。学内刊行物の収集には学内規則でアーカイブズへの納本を義務化するのが望ましい。アーカイブズの目的・業務規定は、アーカイブズの理念に基づいて設定しなければならない。アーカイブズにおいては、所蔵資料の「活用」より「公開」が重要である。

第8章「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」は、公文書管理法公布（2009年）を受けて、公文書管理法の問題点と国立大学法人とその設置するアーカイブズに及ぼす影響について考察した。公文書管理法では文書作成者が評価選別を行うことの危険性を指摘し、アーキビストが評価選別に関わるべきことを主張した。そのことと関係して、現状では保存期間満了文書が一斉大量廃棄される危機にあることを指摘した。特に国立大学法人を含む独立行政法人等は、文書廃棄に当たって内閣総理大臣の同意は必要なく、アーカイブズ自体が少ないことからその危険性はより高い。公文書管理法の欠点は、立法に際してあまり考慮されなかったと思われる独立行政法人等に顕著に表れている。

第9章「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」は、第8章の記述を受けて、公文書管理法施行（2011年）後、国立大学法人がどのように対応しどのような課題があるかについて、法人文書管理規則の制定、「国立公文書館等」の指定、評価選別等を取り上げて論じた。特に、行政機関を念頭に置いた公文書管理法を国立大学法人に一律に適用することの問題や国立大学アーカイブズが「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けるに当たっては、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの要件の高さ

が問題であることを指摘した。

第Ⅲ部「大学アーカイブズの活用」は、利用者の立場から大学アーカイブズについて論じた。

第10章「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」は、国立大学に建学の精神はあるのか？という問題意識に基づいて、広島大学と大阪大学を素材として、これら国立大学の建学の精神について歴史的に検証した。その結果、国立大学が建学の精神を「発見」していくうえでは、大学史編纂が大きな役割を果たしたことが、そしてそれは大学のアイデンティティ形成に大きく関与しており、今後は大学のアイデンティティ形成の場として大学アーカイブズが必要であることを論じた。

以上、全10章に加え、補論として「アーカイブズを利用しよう—広島カーブと広島大学・広島高等師範学校—」を掲載した。直接大学アーカイブズを対象としたものではないため補論としたが、

アーカイブズの可能性を示すものであり、また大学に係わる議論をしているため本論文に掲載した。利用者の立場からのアーカイブズ利用(普及)論である。まず広島県立文書館所蔵の行政文書を利用することにより、広島大学設立と広島カーブ創設には密接な関係があったことを明らかにした。さらには、聞き取り事項を基に、広島カーブの応援歌のルーツが広島高等師範学校(広島大学の前身校の1つ)にあると論じた。これらを踏まえて、アーカイブズは歴史研究者のみのものではなく、広く市民に開かれたものであり、また、そうあるべきと論じた。一般利用者の立場からアーカイブズを積極的に利用することを推奨したものである。

終章では、本論文の内容をまとめその課題を示すとともに、今後大学アーカイブズがさらなる発展をするための展望を行った。